

# — ビアソムリエと行く！ドイツ・フランケン地方の旅 —

## バラエティに富んだ醸造所をご見学！

# ドイツビールツアー 7日間

ドイツビールツアー：スケジュール

日次	月日曜	発着地 / 滞在地名	発着現地時間	交通機関名	摘要	食事
1	2011年 11/7 (月)	成田空港発 ミュンヘン着 ニュルンベルグ	午前～ 昼 夕刻	航空機 送迎	空路、乗継便にてミュンヘンへ(直行便となる場合がございます。) 空港到着後、ニュルンベルグへ (ニュルンベルグ泊)	機 ×
2	11/8 (火)	シュバルト ニュルンベルグ バンベルグ		専用車	シュバルト醸造所 ヴァイツェンビールグラス博物館 シュタインバッハブローイ (バンベルグ泊)	朝 × ×
3	11/9 (水)	バンベルグ パイロイト		専用車	バンベルグとビールツアー バンベルグ市内散策、醸造所巡りなど マイゼルス醸造所&博物館 パイロイト市醸造所のカタコンベツァー ベネディクト・シュタッター醸造所 (パイロイト泊)	朝 × ×
4	11/10 (木)	レーゲンスブルク		専用車	レーゲンスブルク侯爵領醸造所 聖カトリナ基金醸造所 司教館醸造所 (レーゲンスブルク泊)	朝 × ×
5	11/11 (金)	レーゲンスブルク ミュンヘン		専用車	ケーフルバッハ醸造所 ヴァイエンシュテファン醸造所 (ミュンヘン泊)	朝 × ×
6	11/12 (土)	ミュンヘン ミュンヘン発	午後	航空機	ミュンヘン市内観光 空港内の醸造所(Air Brau) 空路、帰国の途へ (機内泊)	朝 × 機
7	11/13 (日)	成田空港着	午前又は 午後		空港到着後、解散。 お疲れ様でした。	機

朝 / 06:00～08:00 午前 / 08:00～12:00 午後 / 12:00～16:00 夕刻 / 16:00～18:00  
夜 / 18:00～23:00 終日 / 06:00～18:00

朝...朝食、昼...昼食、夕...夕食、機...機内食

\* この日程表は最も新しい資料に基づいて作成されておりますが、交通機関等のスケジュールの変更により内容が変更になることがありますのでご了承下さい。

\* 雨天の場合など、スケジュールは変更になる場合があります。

\* 上記視察先は調整中のため変更になる場合がございます。

\* 旅行代金には上記入場料は含まれておりません。

旅行代金：(大人お一人様：成田発着)

## 230,000円

燃油サーチャージ(目安50,800円9/1現在)および国内空港施設使用料・

旅客保安サービス料・海外空港諸税等が別途必要となります。

旅行期間：2011年

11月7日(月)～11月13日(日) <7日間>

募集人員：20名様(但し定員になり次第締め切ります)

最少催行人員：10名様

申し込み締切日：2011年9月30日(金)

添乗員：同行しませんが、現地係員が皆様のお世話をいたします。

企画：



日独交流150周年  
Jahre Freundschaft  
Deutschland - Japan

### < ツアーの特徴 >

世界で最もビール醸造所が密集していると言われる、ドイツバイエルン州のフランケン地方。

町ごとに大小いくつもの醸造所があり、長い歴史を持つ世界的に有名な醸造所も多数あります。

有数のホップの産地が近いことでも知られています。

このフランケン地方のビールとその文化を楽しみませんか？日本でも知られているビール醸造所、あるいは現地でない飲めないビールの醸造所を訪ね、ビアソムリエ森本智子のご案内します。

本場ドイツの醸造で新鮮なビールを味わいませんか？

宿泊予定ホテル：(ニュルンベルグ) MARITIM

(バンベルグ) WELCOME RESIDENZ SCHLOSS

(パイロイト) RAMADA RESIDENZ SCHLOSS

(レーゲンスブルク) COURTYARD BY MARRIOTT

(ミュンヘン) SHERATON ARABELLA PARK

利用予定航空会社：ルフトハンザドイツ航空、全日空、日本航空、オーストリア航空、フィンランド航空、KLMオランダ航空、エールフランス航空、スカンジナビア航空のいずれか

食事条件：朝食5回、昼食0回、夕食0回(機内食は除きます)

1人部屋追加代金：35,000円(5泊分) \*本コースは相部屋をお

受けいたします。他に相部屋希望の方がいらっしゃらず、部屋をお一人で利用される場合の一人部屋利用追加代金はいただきません。

旅行企画実施：



近畿日本ツーリスト株式会社  
首都圏千葉団体旅行支店

観光庁長官登録旅行業第20号 一般社団法人日本旅行業協会正会員  
ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員

# 募集要項・ご旅行条件書

旅行期間：2011年11月7日(月)～2011年11月13日(日)7日間 最少催行人員：10名 添乗員同行：同行いたします  
が、現地係員がお世話いたします。 申込締切日：2011年9月30日(金)ただし満員になり次第締切ります。

旅行代金に含まれるもの  
航空運賃：日程表に記載された区間(エコノミークラス)。(※この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金を含みます。付加運賃・料金とは原価の水準の異なる変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものです。) 宿泊代金：ホテル・ツインルーム(2人1部屋利用)バス・トイレ付 食事代金：日程表に明記の食事代金(朝5回、昼0回、夕9回、この回数に機内食は含まれません) バス代金：空港ホテル間の送迎バス料金、観光バス料金 団体行動中の税金・チップ 手荷物運搬代金：お一人につき一個のスーツケースなど(ただし大きさは航空会社の規定内。詳しくは係員におたずね下さい。) 上記代金はお客様都合により、一部利用されなくてもお払い戻しいたしません 旅行代金算出基準日：2011年9月1日

旅行代金に含まれないもの  
上記以外には旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。  
旅行券印紙代・証紙代有効期限5年のもので：¥11,000、有効期限10年のもので：¥16,000 個人的性格の費用：飲物代、クリーニング代、電話代など 観光代金：日程表に記載された観光時のガイド代、入場料金 手荷物超過料金 傷害、疾病に関する医療費 任意の海外旅行傷害保険料 成田空港施設使用料2,040円・旅客保安サービス料500円、ミュンヘン空港税5,350円 運送機関の課す付加運賃・料金 燃油サーチャージ、航空保険料特別料金50,800円 添乗員代金 出入国記録書作成などの渡航手続代行料金(1)旅行申請書の発行代行(4,200円)(2)ドイツの出入国書類作成および旅行・査証有効性確認(4,200円)(3)日本の税関申告書の作成代行(1,050円) (航空会社の定める付加運賃・料金、空港税、査証代・申請費用等が変更された場合、増額になった場合は不足分を徴収し、減額になった場合はその分を返金します。また為替レート変動により過不足が生じても精算いたしません)

旅券・査証について：  
(1)旅券(パスポート)：出国時3ヶ月以上の残存が必要。  
(2)査証(ビザ)：6か月以内で90日以内の滞在は査証不要

相部屋について この旅行では相部屋はお受けいたしません。他に相部屋希望の方は問い合わせいただけます。

**お申し込み**  
(1)申込書に必要事項を記入の上、FAXもしくはご郵送ください。同時に参加申込金¥40,000を所定の口座にお振込みください。旅行代金残金は後日請求いたします。\*申込金、「旅行代金」「取消料」「運料料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。  
お客様がご旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているとお名前を記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空会社の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客様との交際の場面に準じて交際手数料(「お客さまの交際」に記載)をいただきます。なお、運送・宿泊機関より、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除したご場合もあります。この場合、所定の取消料(「取消料」の欄)に記載)をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意ください。

(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いします)

(3)身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、この旨をお申出ください。当社は可能な範囲内で対応いたします。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(4)15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者は同意書が必要となります。

(5)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社(企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。)

(6)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件  
当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の番号なくして旅行代金(一部申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、取扱、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱いを含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

通信契約の申込みの際、会員は申込みしよとすること「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とします。前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。

**お客様が出現までに締結する事項**  
**海外危険情報について**  
渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの参考に、「海外危険情報」に関する書面」をお渡しします。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp>」でもご確認ください。

**渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の旅行代金について**  
(1)十分注意して下さい  
通常通り履行いたしますが、当社にて渡航情報(危険情報)の書面をお受け取りください。契約成立後に取消された場合は、所定の取消料をお支払いいただきます。  
(2)「渡航の是非を検討してください」  
当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、原則履行いたします。その場合、当社は渡航情報(危険情報)並びに、危険回避措置に関する説明を行う書面を交付いたします。書面を受け取り説明を受けた時点での契約解除は取消料を収めませんが、一旦ご了解いただいた後の契約解除の場合は、所定の取消料をお支払いいただきます。渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。  
(3)「渡航の延期をおすすめします」「返還を勧告します」 履行を中止いたします。

**保健衛生について**  
渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください

**旅行代金・追加旅行代金**  
申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、1人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金などをいいます。

**確定日割取**  
確定した航空運賃や宿泊ホテル名(および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法)などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までにお渡しします。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

申込金・旅行代金振込口座 三菱東京UFJ銀行振込第二支店(昔)0720658 近畿日本ツーリスト(株)

**お問合せ・お申込先(旅行企画・実施)**  
**近畿日本ツーリスト株式会社トラベルサービスセンター東日本**  
観光庁長官登録旅行業第20号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員  
総合旅行業務取扱管理者：鈴木茂次、伊藤義彦  
〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-4-2錦糸町マークビル3階  
TEL.03-6730-3220 FAX.03-6730-3229  
「ドイツビールツアー7日間」係 担当：高橋(由実)、関野  
営業日・営業時間は月～金曜日の10:00～17:00です(土日・祝日は休業日となります)  
\*休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

**旅行期間内容・代金の変更**  
(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスが提供その他の当社の開行できない事由が生じた場合契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたると日以前お知らせいたします。

(2)寄人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けたとした旅行において、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

**取消料のかかる場合のお客様による旅行契約の解除** お客様は下記の取消料を支払って旅行契約を解除する

旅行開始日がピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から31日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前24日以降旅行開始までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

\*ピーク時とは2/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31をいいます。  
当社の責任とならぬ1人部屋、滞り手続等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。  
取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

**取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)**  
下記の場合は取消料はいただきません。(一部別示)  
旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。旅行代金が増額された場合。当社が確定日程表を表記の日までに交付しなかった場合。当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

**当社による旅行契約の解除**  
次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部別示)  
お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、20日目(ピーク時は33日目)に当日より前日までの旅行を中止する旨をお客様に通知します。旅行代金を期日までに支払っていただけないとき 申込条件の不適合 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

**当社の責任**  
当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の開行し得ない事由により損害を被ったとき。

**特別補償**  
当社はお客様が当旅行参加中、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行契約の特約補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われたい旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

**旅行日程**  
旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行契約約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についてのの変更補償金の額が1,000円未満の場合、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0	
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設レストランを含みます。その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0	
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のお客さまの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを超えた場合に限ります。)	1.0	2.0	
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0	
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0	
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経路便への変更	1.0	2.0	
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0	
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0	
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0	

**お客様の責任**  
お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始前に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。  
お客様の交際  
お客様は当社が承諾した場合、交際に要する実費(下記参照)および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交際することができず。  
(1)エコノミークラス利用の場合(上位クラスへ変更の場合も適用)また下記( )はごとも。  
北米(ハワイ含む)・中南米・ヨーロッパ(ロシアを除く)・アメリカ・中東・17,500(13,200)円  
アジア(韓国を除く)・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国・10,000(7,500)円  
韓国・6,000円(4,500)円  
(2)ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全面・1,000円(大人・ごども共通)  
\*航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別除明記いたします。

**海外旅行保険について**  
病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で死亡・後遺障害の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

**お買い物の場について**  
お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手配はいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートのお受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続きをご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございましたら、ご購入には十分ご注意ください。

**事故等のお申し出について**  
旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

**個人情報の取扱いについて**  
(1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、生年月日、国籍、電話番号、パスポート番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。  
(2)当社およびご旅行をお申し込みいただいた委託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。  
(3)当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。  
(4)当社は旅行先でお客さまのお買い物等の便宜のため、当社が保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便等に添った個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、本ウェブサイト記載の連絡先までお電話にてお知らせください。  
(5)上記のほか当社の個人情報の取り扱いに関する方針については当社の店頭またはホームページでご確認ください。

**募集要項企画旅行契約の解除について**  
この条件に定めのない事項は当社旅行契約約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行契約約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行契約約款は、当社ホームページ<http://www.kntco.jp>からもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。 本パンフレット作成日 2011年9月1日  
登録番号：0440-1109-0005

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。